

NO!! 研究費不正

カラ出張

実体の伴わない旅費を申請すること

カラ謝金 カラ給与

実体の伴わない
給与や謝金を請求すること

還流行為

アルバイト等に支払った給与を回収して私的流用や研究室の経費に充てること

研究費不正使用・学内ルールはこちら



研究費は、国民の貴重な税金を原資とした公的研究費や民間からの資金などから成り立っており、不正な使用は決して許されません。不正をした場合、

懲戒処分や**研究の停止等**の処分の他、

刑事告発や**民事訴訟**などの法的措置を受けることがあります。

不正行為を見かけた場合や、疑わしいと思ったら、迷わず通報を！

webより受付



研究費の不正使用に係る通報窓口

慶應義塾 法務部内

「研究費不正、研究不正に関する申し立て窓口」

▼研究活動に関する申し立て等について▼

<https://www.research.keio.ac.jp/external/cmp/04.html>